

令和3年度 宮崎県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付募集要項

宮崎県社会福祉協議会

1 貸付の目的

未就学児の保育料の一部を貸付けることにより、保育士資格を有しながら、保育士として勤務していない方（潜在保育士）の再就職や産後休暇又は育児休業から復帰する保育士を支援し、保育人材の確保を図る。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

項 目	概 要
貸付対象者	<p>次の（１）又は（２）いずれかの要件を満たす方とします。 ただし、保育士として週２０時間以上の勤務を要します。</p> <p>（１）未就学児を持つ保育士であって、県内の以下に掲げる施設又は事業所（以下「保育所等」という）に新たに勤務する方</p> <p>① 保育所 ② 幼稚園で教育時間の終了後預かり保育等の教育活動を常時実施している施設 ③ 「認定こども園」への移行を予定している施設 ④ 認定こども園 ⑤ 家庭的保育事業 ⑥ 小規模保育事業 ⑦ 居宅訪問型保育事業 ⑧ 事業所内保育事業 ⑨ 病児保育事業 ⑩ 一時預かり事業 ⑪ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設 ⑫ 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設 ⑬ 企業主導型保育事業</p> <p>※ ⑤⑥⑦⑧は市町村実施又は認可されたもの ※ ⑨⑩は宮崎県知事に開始届出を行ったもの ※ ⑪は子ども・子育て支援法で規定するもの ※ ⑫は児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設</p> <p>（２）県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する方</p>
貸付額	未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限
利子	無利子（ただし返還遅延の場合は延滞利子が加算される場合があります。）
貸付期間	未就学児を持つ保育士が当該保育所等に勤務する期間です。 ただし、勤務を開始した日から起算して1年間を限度とします。
貸付金の交付	分割交付（毎年、年2回）

